

第6回
紀の川流域委員会
H13.12.20

資料-8

水郷水都全国会議の報告 に対する質問と回答

中川博次 先生

先日、水郷水都でのご講演に対し、質問させて頂きました高津です。その節は、心無きヤジにさぞかし不愉快な思いをされたこととお察し申し上げます。一市民団体の要請に快く応じてくださった先生に対するこの上ない無礼を誰も制止できなかつたことを、スタッフの一人として恥ずかしく思う次第です。

さて、そんなことで時間が切迫し、小生の質問に対するお答えが途中で打ち切られてしまい、このままでは、中途半端なご回答が議事録としてホームページ上で公表されることになりますので、改めてメールにてお答え頂きたく存じます。先生の個人的なご意見で結構ですので、遅くとも今月(11月)末までにお願い致します。

質問を再掲載するとともに、先生の途中までのご回答に対しても小生の考え方を補足させて頂きますので、それも含めてご解答頂きたく存じます。

1. 新河川法では、まず、河川管理者が河川整備基本方針を策定した上で流域委員会で河川整備計画案を審議するのが通常の手順のようだが、紀の川の場合、基本方針がないままに流域委員会がスタートしている。これは、委員会の審議の中で基本方針を策定していく、ということですか？

2. 資料の既往洪水の中には第二室戸台風がないのはなぜか？ 第二室戸は2日雨量7番目の約260mmで、当然この中になければならない。

＜ご回答＞

基本高水を対象にして議論すべきかどうかということですね、というのは極端なことを申しますと、実績の最大の降雨、伊勢湾台風のような、こういったものを対象として。これであればどれほどの、今までよいのか、築堤でカバーできるのか、ということを議論していく必要がある。100年経つか200年経つかわからない議論はまずいんじゃないかと思うんですね、個人的に。

＜小生の疑問＞

実績の最大の伊勢湾台風なら計画2日雨量の440mmに引伸ばしても12922m³/sで、大滝ダムの船戸での効果量を引けば計画高水流の12000m³/sは余裕でクリアできる。そんなことは旧近畿地盤が計算済みで議論の余地はない。問題は、主要7洪水中2日雨量最小(190mm)のS47.9台風(引伸ばし率2.32、他は2以内)がピーク流量では断突最大(16000m³/s)となり、さらに、これが採用された(カバー率90%)ことにある。要するに、河川砂防技術基準の思想に反する統計処理の結果として、計画規模(1/150)よりはるかに大きい高水流を対象にダムが計画されているという点を、どうお考えか伺いたい。

＜ご回答＞

私の考えは一番最大包絡したような降雨パターンを具体的な整備計画の中に対象として取り挙げるには疑問。440mm、315mm、伊勢湾台風を昭和46年9月(?)のパターンに全部引き延ばしている。そういうものを中期の整備計画でそれを対象として論ずるべきかということには私は疑問がある。たとえば、1/150、1/200とかそういうものを基準にして議論すべきか、私は問題があると思う、逆に。レベルが違う。ただ、長期的な基本計画はありますね、16000、12000、とかありますね、長い年でみた、計画として、それと手戻りのない様なことで議論をしていったらよいと思う。実際堤防を改築・拡幅するとなると

周辺の土地を確保するとなるとものすごく時間がかかる。今もそういう整備計画やられているが、遅々として進まない。その間に洪水が起こる可能性もある。そういう段階で、20~30年の間に現行の河道改修というのがどこまでできるか、それによって治水の安全度がどれほど向上するかそこのチェックをやっておかなければまずい。ダムにしろ河川(改修?)にしろ非常に長い時間かかる。

<小生の疑問>

1. 上記のご回答の主旨は、流域委員会では、計画規模(1/150)よりもっと現実的な降雨に対する中期の整備計画しか議論しない、基本方針抜きで議論できないダムなどの議論はしないということですか？ それなら、いつ、どこでこの議論はなされるのか？ 議論なしに黒土交通省が一方的に提示するのですか。
2. 流域委員会は、治水、利水、環境の3本柱からなっているが、環境に最も大きな影響を及ぼすのはダムであり、基本方針が決まらなければ、その治水上の必要性すら分からぬ、そんな状況下での環境の議論に果たして意味があるのでしょうか？
3. 基本方針は、昨年秋時点で「その後のデータの蓄積も踏まえて検討中」とのことであり、「遅くとも今春には公表」とのことであった。それが、基本方針なしに流域委員会が発足、進行という事態になっている。これだけの期間があれば基本高水流量の計算ぐらいできないはずはないし、大した経費もかからないはず。これが行われないままに、ダムに多額な調査費が計上され続いている現状をどのようにお考えか？

<質問2について>

これは、関西人なら誰もが疑問に思うことであり、こんな誤った統計処理により策定された27年も前の工事実施基本計画が今も生きているということを、また、旧建設省の役人がこれまでやってきた仕事がいかにいいかげんかを一般大衆に知ってもらいたいという思いで質問しました(本質的な問題は引き伸ばし率やカバー率にあると思っているのですが)。このような誤りを正すことこそが我々学者の使命だと信じるものであります。この質問に対しては、とにかく正否をはっきりお答え願いたいと存じます。

このメールとそれに対する先生のご回答も合わせてホームページに掲載したいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。また、今後、高田先生、大熊先生らとも協議し、マスコミへのアピールなど、中川先生のを目指しておられるモデルケースとなるようなガラス張りの民主的な流域委員会の実現に、微力ながら協力して行きたいと考えております。なお、万一ご回答を頂けない場合は、(回答なし)とさせて頂きますのでご了承下さい。

参考までに岩城弁護士に対する河川調査官水野氏の発言を以下に記します(先生のご回答とはかなりのずれを感じるのですが)。

<水野発言>

法律の順序からすると、基本方針に基づいて整備計画が作られるということであるが、この仕組みには問題があると思っている。皆さんにいわれるまでもなく、基本方針は国が勝手に決めるもので、基本高水、計画高水などを勝手に決めておいて、それを前提とする整備計画案を流域委員会に持ち出して、さあ議論して下さいといつても、結論ありきとしか受け取られないし、議論にもならないのではないか。そのようなやり方はしたくないと考えている。法律とは違うかも知れないが、運用レベルにおいて、整備計画案を議論しながら逆に基本方針を決めていくような形にしたい。少なくとも近畿管内ではそのような運用をするつもり。

高津正秀先生

先日の水郷水都紀の国大会での御質問に対しては、時間切れで寸足らずの回答となり、失礼しました。メールによる御質問が更めて寄せられましたので、お答えしますが、大会には紀の川流域委員会の委員長として出席させて頂いた関係から、今後の委員会での審議と決定が最優先するものであり、現時点での回答の内容については、私なりの判断ないし委員長としての努力目標と御理解いただきたいと存じます。

・質問1に対する回答

ご承知のように、紀の川水系の工事実施基本計画は昭和49年に決定され、平成6年の部分改訂で紀伊丹生川ダムが明記されました。現行の河川整備事業はこれにもとづいて実施されています。一方、流域委員会は新しい法制度のもとで、今後20-30年間の段階的整備計画案を答申する役割を担っています。

この検討に当たっては、中期整備計画の目標を設定するための基本となる計画対象洪水などの基本量の決定が必要です。これを選定するための作業として、実績洪水とその発生原因となった降雨パターンの分析にもとづく客観的な議論が行われ、その上で対象洪水に対する現状の治水安全度や想定氾濫区域が推定されます。次に、具体的な整備計画の検討に入り、いくつかの代替案について社会経済面や環境面を勘案した絞り込みを行った上で、計画案を提示するという順序を踏む予定です。先日の大会の席でお答えしたのは、中期整備計画における対象洪水の選定についての私見を申し上げたものです。

このようにして委員会で設定された中期目標と長期的な基本方針との整合性を図る必要が生じた場合には、河川整備基本方針を改めるよう河川管理者に意見を述べることになります。

・質問2に対する回答

現行の紀の川における河川工事が工事実施基本計画にもとづいて実施されている以上、流域委員会において基本計画に関する諸量の根拠について河川管理者からの説明を求め、議論していくことは必要であると考えております。これについては、貴殿の御質問と同じ内容の質問・提案を小川委員から頂き、11月2日の委員会で委員全員に開示し、ご了解を得ていますので、この件についての河川管理者側の説明と討議を次回以降の委員会で行う予定です。

なお、本流域委員会は飽くまで第三者機関としての公正な判断を下す努力をいたしますが、治水一つを取り上げても解決すべき問題が山積しており、官民相互の徹底した情報交換と流域全体としての対応が必要とされますので、今後とも流域住民の皆さんに知恵を出し合って頂くとともに、問題解決への御協力をお願いする次第です。

以上、ご満足いくお答えではないかと存じますが、取り急ぎ回答申し上げます。

中川博次